

岩手県告示第110号

平成31年1月22日付け官報第7431号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成31年農林水産省告示第112号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成31年2月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 九戸郡軽米町大字小軽米第25地割字蜂ヶ塚101の2

(2) 所在が不明である通知の相手方 舘下正幸

2 通知の内容を掲示した場所 軽米町役場